

務 発 第 2 0 6 号
平成 8 年 3 月 1 4 日

改正 平成12年務発第 571号
平成14年務 第 209号
平成17年務 第 808号
平成17年務 第1776号
平成18年務 第 211号
平成25年務 第 230号

各部(室)課(隊)長

各 参 事 官

警 察 学 校 長

各 警 察 署 長

殿

岐阜県警察本部長

警察署のブロック制度の運用に関する要綱の制定について（例規通達）

事件・事故の広域化、スピード化、ボーダレス化に柔軟かつ的確に対応するため、ブロック内における警察署相互間の連絡調整、支援体制を強化し、警察運営の効率化を図ることを目的として、別添のとおり警察署のブロック制度の運用に関する要綱を制定し、平成 8 年 4 月 1 日から実施することとしたので効果的な運用に努められたい。

なお、刑事官の広域運用について（平成 6 年 3 月 2 8 日付け捜一発第 2 2 9 号、捜二発第 3 7 号、暴対発第 8 6 号、鑑発第 1 4 8 号）、交通官の広域運用について（平成 6 年 3 月 2 8 日付け交企発第 9 7 号、交指発第 1 4 2 号、交規発第 9 8 号、運免発第 1 1 7 号）及び警察署のブロック運用について（昭和 4 8 年 4 月 1 日付け務発第 1 8 7 号）は廃止する。

別添

改正 平成12年務発第 571号
平成14年務 第 209号
平成17年務 第 808号
平成17年務 第1776号
平成18年務 第 211号
平成25年務 第 230号

警察署のブロック制度の運用に関する要綱

第1 目的

この要綱は、警察運営の効率化を図るため警察署をブロック別に編成し、ブロックセンター警察署（以下「センター署」という。）の署長（以下「センター署長」という。）刑事生活安全官及び交通地域官の任務を明確にすることにより、警察署相互間の連絡調整、支援体制の強化に資することを目的とする。

第2 警察署のブロック編成

警察運営の効率化を図るために、別表のとおり警察署をブロック別に編成し、ブロックごとにセンター署を指定する。

第3 センター署長の任務

センター署長のブロック内の任務は、次のとおりとする。

- (1) 部長・センター署長会議への出席及び会議結果の伝達に関すること。
- (2) 警察署長会議の主宰に関すること。
- (3) 警察署相互の支援に関すること。
- (4) 各種行事の連絡及び調整並びに主宰に関すること。
- (5) 他のセンター署長との連絡及び調整に関すること。
- (6) 警察本部主管部長との連絡及び調整に関すること。
- (7) 第4に掲げる任務に関すること（刑事生活安全官及び交通地域官が配置されているセンター署長を除く。）。
- (8) その他警察本部長の特命に関すること。

第4 刑事生活安全官及び交通地域官の任務

センター署の刑事生活安全官及び交通地域官のブロック内における任務は、次のとおりとする。

- (1) 事件・事故の捜査活動に必要な指導、助言に関すること。
- (2) 共同・合同捜査を実施する場合における捜査員の運用に関すること。

- (3) 重要事件・事故発生時における捜査員、鑑識係員及び化学捜査員に関すること。
- (4) 捜査上必要な通訳員、特殊技術・技能取得者、少年警察補導員等の運用に関すること。
- (5) 緊急配備に関すること。
- (6) 交通対策等ブロック内で連携を要する各種施策に関すること。
- (7) 担当課長等会議の主宰及び職員の教養に関すること。
- (8) 関係行政機関との連携に関すること。
- (9) 他のブロックとの連絡及び調整に関すること。
- (10) その他センター署長の特命に関すること。
- (11) 刑事生活安全官のブロック内における事件捜査の指揮及び捜査員の運用については別に定める。

第5 留意事項

1 警察署長

ブロック内の各警察署長は、警察署のブロック運営を効率的に推進するため、相互に連携を密にすること。

2 各課長

ブロック内各警察署の課長は、その所掌事務に関し相互に連携を密にするとともに、刑事生活安全官及び交通地域官との連絡・協調に努めること。

附 則（平成8年3月14日付け務発第206号）

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年11月27日付け務発第571号）

この要綱は、平成12年12月1日から施行する。

附 則（平成14年3月6日付け務第209号）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月25日付け務第808号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月15日付け務第1776号）

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年2月24日付け務第211号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月19日付け務第230号）

この要綱は、平成25年3月26日から施行する。

別表

警察署のブロック編成

ブロックの名称	所 属 警 察 署
岐阜ブロック	岐阜中、岐阜南、岐阜北、各務原、岐阜羽島、北方、山県
西濃ブロック	大垣、海津、養老、垂井、揖斐
中濃ブロック	関、郡上、加茂、可児
東濃ブロック	多治見、中津川、恵那
飛騨ブロック	高山、下呂、飛騨

(注) 印は、センター警察署を示す。